平成２３年（フ）第２０２号
千葉県松戸市日暮２丁目14番地の15　サンピアイイヌマ106号
債務者　川添　明美（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２１３号
千葉県松戸市新松戸３丁目201番地コーポ宝山205号
債務者　鳥光　　愛
1　決定年月日時　平成23年４月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２１８号
千葉県野田市尾崎台23番地の２　コートビレッジ深井Ａ102
債務者　山本　義久
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２１９号
千葉県野田市尾崎台23番地の２　コートビレッジ深井Ａ102
債務者　山本喜美江
1　決定年月日時　平成23年４月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２２７号
千葉県我孫子市中峠1742番地の18―202号
債務者　伊藤　紀夫
1　決定年月日時　平成23年４月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月16日まで千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２３年（フ）第２９９号
仙台市青葉区桜ケ丘７丁目８番７号　アイボリーハウス２―103
債務者　千葉　伸明
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３０３号
宮城県名取市植松４丁目12番26―105号　コンフォール弐番館
債務者　昆布谷京子
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第３５４号
仙台市青葉区双葉ケ丘１丁目９番17号　クレストコートⅡ―105
債務者　山岸加菜子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第１３９号
岐阜県本巣市政田2240番地１
債務者　武山麻知子（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４１号
岐阜市須賀３丁目19番19―206号クラルテＳＵＧＡ－２Ｅ
債務者　石田麻由美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１４３号
岐阜市浪花町１丁目17番地メゾン松岡302号室
債務者　阿曽　相美
1　決定年月日時　平成23年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで岐阜地方裁判所

平成２３年（フ）第１３７号
滋賀県草津市野路１丁目７番21―1514号、前住所大津市一里山５丁目37番５号
債務者　中村　今美
1　決定年月日時　平成23年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで大津地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７３号
神戸市北区北五葉３丁目８番26―504号、従前の住所神戸市北区小倉台７丁目５番地の12
債務者　須川　幸雄
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２８０号
神戸市北区緑町８丁目９番４―101号、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区英賀東町１丁目61番地10
債務者　阿部　京子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２９８号
神戸市北区鹿の子台北町７丁目５番３号、従前の住所大阪府東大阪市横小路町４丁目１番33号
債務者　村井　信一
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３３４号
神戸市中央区脇浜海岸通３丁目２番５―504号
債務者　宮西　裕子
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第１６６号
兵庫県尼崎市西昆陽１丁目24番３―406号
債務者　中尾　千歳
1　決定年月日時　平成23年４月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年６月17日まで神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係